

直方市立上頓野小学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

直方市立上頓野小学校

目 次

1	いじめ防止等に対する基本的な考え方・・・・・・・・・・	3
	（１）いじめ防止対策推進法制定の意義	
	（２）学校いじめ防止基本方針	
2	いじめ防止等の対策・・・・・・・・・・	4
	（１）学校いじめ防止等の組織の設置	
	（２）いじめ防止等のための取組	
3	重大事態への対処・・・・・・・・・・	6
	（１）学校設置者又は学校による調査	
	（２）調査結果の提供及び報告	
4	年間取組計画・・・・・・・・・・	8
5	いじめ対応マニュアル・・・・・・・・・・	10

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害しその心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、いじめ問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。つまり、いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するために基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が成立した。

また、いじめから一人でも多くの子どもたちを救うために、子どもたちを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが必要である。さらに、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

(2) 学校いじめ防止基本方針

① 目的

法制定の意義や、国及び福岡県及び直方市の基本方針を参考に、学校においても、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、国及び福岡県県及び直方市の方針に沿って「学校いじめ防止基本方針（以下『学校基本方針』という。）」を策定することで、いじめ問題への取組の一層の強化を図る。

② いじめの定義と理解

【いじめ防止対策推進法によるいじめの定義】

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

③ いじめの防止等に関する基本的な考え方

国の方針におけるいじめ防止等に関する基本的な考え方を踏まえ、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見と取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていく。

2 いじめの防止等の対策

(1) 学校いじめ防止等の組織の設置

① 上頓野小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

関係機関等との連携や支援、調査の実施等いじめ問題への対処を一層強化するため、福岡県及び直方市との対策組織と連携する「上頓野小学校いじめ防止対策委員会（以下『いじめ対策委員会』という。）を設置する。

<いじめ対策委員会>

【校長、教頭、教務担当主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭】で構成する。

＊いじめ対策委員会は毎月一回開催する。（運営委員会の後）

<生徒指導委員会>

【校長、教頭、教務担当主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭】

＊生徒指導委員会は2ヶ月一回開催する。

※ 必要な場合は「いじめ対策委員会」「生徒指導委員会」にSC等を加えて構成し、直方警察署や飯塚サポートセンターと連携を図る。

※ 両委員会とも必要に応じて臨時に開催する。

② 取組状況の評価と検証

学校基本方針に基づく学校のいじめ問題への取組状況を評価するとともに、「いじめ対策委員会」において、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすように努める。（いじめアンケートの実施とPDCAサイクル）

③ 関係機関との連携

直方市いじめ問題対策連絡協議会、直方市いじめ問題専門委員会との連携を行う。

(2) いじめ防止のための取組

① いじめを生まない教育活動の推進

- 児童の発達段階に応じて、生命に対する畏敬の念を培うとともに、生命尊重や思いやりの心を育てる。
- いじめの問題をはじめ学級の諸問題を児童の力で解決していく力を育てる。
- 児童の連帯感や存在感を高めるために、縦割り班活動と学校行事の連携を図る。
- 校長による「命の大切さ」や「いじめに関する講話」を全校集会等で実施する。
- 児童委員会活動によるスローガン「にこにこ笑顔あふれる学校」のもと、児童会、教職員が一丸となり、「自分や友だちを大切にすること」の大切さを考えられる活動を仕組んでいく。
- 12月、全校児童が「命の大切さ」「一人一人の思いを大切にすること」を感じられるよ

うな人権学習を行う。

② いじめの早期発見

- 日頃から些細な兆候を見逃さず、早い段階からの確な関わりを持つなど、いじめを積極的に認知する姿勢を持って、児童の実態把握に努める。
- いじめの疑いがある場合やいじめを認知した場合には、いじめ対策委員会に報告を行う。
- 「いじめアンケート」調査を毎月行う。

③ いじめの早期対応

- 「生徒指導委員会」等を定例化し、早期対応にあたる。
- 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、関係機関との連携を図る。

④ 児童理解と教育相談体制の整備

- 9月に全児童が担任等と相談できる教育相談週間等を設定する。
- スクールカウンセラーを積極的に活用する。

⑤ 職員研修の充実

- 学校基本方針の共通理解をはじめ、いじめ防止等の対策に関する校内研修会を実施する。

⑥ 保護者・地域等への働きかけ

- 基本方針の具体的内容については学校ホームページに掲載するとともに、学校だよりやPTA諸会議等で周知を図る。
- いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布などの支援を継続し、啓発運動を推進する。（インターネット、携帯電話等の利用について）

3 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- (例)
- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

○ 「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

○ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、報告・調査等にあらなければならない。

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

○ 重大事態が発生した場合、直ちに直方市教育委員会に事態発生について報告する。

○ 直方市教育委員会の判断に基づき、調査主体となった場合、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。該当重大事態の因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明確にするように努める。

○ いじめられた児童又は保護者が臨む場合には第28条第1項の調査に並行して直方市による調査が実施される場合、調査対象となる児童への心理的な負担を考慮し、重複した調査にならないよう、並行して行われる調査主体と密接に連携して適切に役割分担等を行い、実施する。

○ 調査主体とならなかった場合、資料を提供するなど積極的に調査に協力する。

② 調査を行うための組織

- その事案が重大事態であると判断した場合は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに校長はその調査のための組織を編成する。
- 調査の際、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え組織する。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問票や聴き取り調査を行う。この際、調査は、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先としたものとする。

イ いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

直方市又は学校は、いじめを受けた児童や保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を行う。

② 調査結果の報告

調査結果については、直方市の市長及び福岡県教育委員会に報告しなければならない。説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて直方市の市長等に報告する。

4 年間取組計画

月	いじめ対策委員会	未然防止 ※道徳・特活は年間指導計画に 明記して実施		早期発見	
			職員研修（会議）		
3	・令和6年度学校基本方針原案策定		・学校基本方針（原案）検討		
4	・令和6年度学校基本方針の検討・決定（学校HP、PTA総会等で保護者等に周知） ・「いじめアンケート」①の分析	・全校集会（校長講話）	・基本方針の周知徹底	・「いじめアンケート」① ※アンケートは毎月実施する。 ・学級懇談会	
5	・「いじめアンケート」②の分析	・縦割り班活動 ・スクールカウンセラーと連携	・生徒指導研修会（児童の実態より情報の共有化）	・「いじめアンケート」② ・家庭訪問	
6	・「いじめアンケート」③の分析	・縦割り活動 ・スクールカウンセラーと連携 ・人権学習の実施	・職員会議における情報交換	・「いじめアンケート」③	
7	・「いじめアンケート」④の分析	・スクールカウンセラーと連携 ・全校集会（校長講話）	・1学期の総括（検証と改善策）	・「いじめアンケート」④ ・教育相談週間 ・個人懇談会	
8		・スクールカウンセラーと連携	・2学期取組の具体化		
9	・「いじめアンケート」⑤の分析	・全校集会（校長講話） ・縦割り班活動		・「いじめアンケート」⑤ ・教育相談の実施	
10	・「いじめアンケート」⑥の分析	・縦割り班活動 ・スクールカウンセラーと連携 ・人権学習の実施		・「いじめアンケート」⑥	
11	・「いじめアンケート」⑦の分析	・縦割り班活動 ・保護者に「チェックリスト」を配布	・職員会議における情報交換	・「いじめアンケート」⑦ ・学級懇談会	

月	いじめ対策委員会	未然防止		早期発見
		※道徳・特活は年間指導計画に 明記して実施	職員研修（会議）	
12	・「いじめアンケート」 ⑧の分析	・人権集会（校長講話）	・2学期の総括 （検証と改善策）	・「いじめアンケート」⑧
1	・「いじめアンケート」 ⑨の分析	・全校集会（校長講話）	・職員会議における 情報交換	・「いじめアンケート」⑨
2	・「いじめアンケート」 ⑩の分析	・縦割り班活動 ・スクールカウンセラ ーと連携 ・人権学習の実施 ・縦割り班活動		・「いじめアンケート」⑩
3	・「いじめアンケート」 ⑪の分析 ・令和7年度学校基本方 針の検討	・全校集会（校長講話） ・スクールカウンセラ ーと連携	・年度の総括（学校 自己評価による 検証と改善策） ・来年度の方針決 定	・「いじめアンケート」⑪

5 いじめ対応マニュアル

